

京都市告示第377号

平成22年12月14日京都市告示第326号（個人の市民税の寄附金控除の対象として認める市民の福祉の増進に寄与する寄附金）の表について、一部を次のとおり変更します。

令和5年10月18日

京都市長 門川 大作

「

控除対象寄附金	法人又は団体の所在地
社会福祉法人京都市南区 社会福祉協議会に対する 寄附金	京都市南区吉祥院西定成町32番地

を

」

「

控除対象寄附金	法人又は団体の所在地
社会福祉法人京都市南区 社会福祉協議会に対する 寄附金	京都市南区西九条南田町1番地の2

に改める。

」

(行財政局税務部税制課)